

高齢者を虐待から守るために



高齢者虐待防止に関する法律

平成17年11月、高齢者の虐待防止や早期発見、養護者の支援などを定めた「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立しました。虐待防止法は「児童」、「配偶者等からの暴力」に関する法律が先行して制定されていますが、家庭や施設で介護を受けている高齢者を虐待から守る初めての法律です。平成18年4月から施行されており、主な内容は下記のとおりです。

1 高齢者虐待の定義の明確化等

「虐待」の定義を65歳以上の高齢者に対する

- | | | |
|---------|-----------------------|---------|
| 1 身体的虐待 | 2 養護を著しく怠ること（ネグレクト） | 3 心理的虐待 |
| 4 性的虐待 | 5 高齢者の財産を処分するなどの経済的虐待 | |

と明記し、虐待防止と養護者の支援のため、国民や国、地方公共団体の責務を規定しています。

2 通報義務

虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、市町村に通報することを義務づけています。

3 通報を受けた場合の対応

通報を受けた市町村長は、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合には、地域包括支援センターの職員等を高齢者の自宅等に立ち入らせ、必要な調査・質問をさせることができることとしており、また、虐待を受けている高齢者を保護するための老人短期入所施設、特別養護老人ホーム等への入所措置などを講ずることとしています。

4 家族等養護者に対する支援

市町村は養護者に対し、家族の養護の負担を軽減するため、相談、助言等を行うとともに、高齢者を緊急入所させるための居室の確保を義務づけています。

高齢者虐待とは？

65歳以上の高齢者に対して

- ・養護者（高齢者を養護する家族、親族、同居人等）
 - ・養介護施設従事者（介護サービス事業所や介護保険施設・老人福祉施設の職員等）
- による次のような行為を「**高齢者虐待**」といいます。

区分	内容と具体例
①身体的虐待	暴力的行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。 【具体的な例】 <ul style="list-style-type: none">・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、やけど・打撲させる・ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制をする／等
②介護・世話の放棄・放任	意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている家族等が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。 【具体的な例】 <ul style="list-style-type: none">・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある・室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる・高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない
③心理的虐待	脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与えること。 【具体的な例】 <ul style="list-style-type: none">・排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる・怒鳴る、ののしる、悪口を言う・侮辱を込めて、子供のように扱う・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する／等
④性的虐待	本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。 【具体的な例】 <ul style="list-style-type: none">・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する・キス、性器への接触、セックスを強要する／等
⑤経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由無く制限すること。 【具体的な例】 <ul style="list-style-type: none">・日常生活に必要な金銭を渡さない／使わせない・本人の自宅等を本人に無断で売却する・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する／等

○自覚がないままに虐待をしてしまうことも

- また、高齢者のためにとやってやっていることが、虐待につながっていることも
- (例)・認知症により徘徊するので、部屋から出さないようにしている。
- ・経済的に苦しいので、病院へ連れて行くことを制限している。

虐待の発生要因

虐待の発生要因について影響があったと思われることとして次のような項目が上位を占めていました。

これを見ると、虐待者や高齢者の性格や人格、人間関係上の問題が上位を占めていますが、高齢者に対する介護負担が虐待につながっていると考えられるケースも少なくないことがわかります。また、家族・親族との関係、経済的要因など様々な要因があげられており、これらの問題が複雑に絡み合っただ虐待が発生していると考えられます。

(虐待の発生の要因と考えられること)

【虐待者や高齢者の性格や人格、人間関係】

- 虐待をしている人の性格や人格
- 高齢者本人と虐待をしている人のこれまでの人間関係
- 高齢者本人の性格や人格

【家族・親族との関係】

- 配偶者や家族・親族の無関心

【経済的要因】

- 経済的困窮

【介護負担】

- 虐待者の介護疲れ
- 高齢者本人の認知症による言動の混乱
- 高齢者本人の身体的自立度の低さ
- 高齢者本人の排泄介助の困難さ

認知症と高齢者虐待

高齢者が認知症による言動の混乱や身体的自立度の低さ等により、自分の要望をうまく伝えられないことが、結果として虐待の要因となることがあります。

認知症の人への対応の心得【基本姿勢】

“3つの「ない」”

- 1 驚かせない
- 2 急がせない
- 3 自尊心を傷つけない

認知症の人への対応には、認知症に伴う認知機能低下があることを正しく理解していることが必要です。そして、偏見をもたず、認知症は自分たちの問題であるという認識をもち、認知症の人を支援するという姿勢が重要になります。



高齢者虐待を予防するために大切なこと

- 虐待はできる限り早期に発見し、早期に対応すること
- 高齢者虐待かどうか判別しがたい事例であっても、まずは市町村へ相談すること
- 1人で、家族だけで介護の負担を抱え込まずに、介護サービスや相談窓口を活用して、介護の負担を減らすこと
- 「地域で声かけする」など高齢者や養護者を地域のみなさんであたたかく見守り支え合うこと

主な相談窓口

- ・高齢者虐待を受けたら、虐待を発見したとき、虐待かな？・・・と思ったとき、お住まいの市町村の担当窓口や地域包括支援センターへ連絡をお願いします。連絡をした人の情報は守られます。（守秘義務）

連絡を受けた地域包括支援センター等は事実確認のため訪問等による調査を行い、虐待解決のために対応します。

地域包括支援センターとは？

県内の全市町村に設置されており、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（ケアマネジャー）等が配置され、チームで高齢者の皆さんの生活を支えます。

○通報を受けたらこんな対応をします。

・家庭で虐待があった場合

→市町村もしくは地域包括支援センターが確認を行い、必要な場合は高齢者を保護します。

・施設やサービス事業所などで虐待があった場合

→市町村や県が法の規定による監督権限を使って、業務や適切な運営を確保することなどにより、高齢者の虐待防止や保護を図ります。

主な介護サービス

- ・通所介護（デイサービス）／通所リハビリテーション（デイケア）
施設に日帰りで食事、入浴等の介護やリハビリテーションを受けられます。送迎があります。
- ・訪問介護（ホームヘルプ）
自宅でヘルパーによる食事、入浴、排泄等の介護サービスを受けることができます。
- ・短期入所生活介護／療養介護（ショートステイ）
施設に短期間入所（宿泊）し、食事、入浴、排泄等の介護や看護を受けられます。送迎があります。

高齢者の権利を守る制度等

○成年後見制度（法定）—判断能力が十分でない方等を対象に、法律面でサポートします—

- ・経済的虐待がある場合に、高齢者の収入や財産を守ったり（財産管理）、高齢者に代わって介護保険サービスの利用契約を結ぶ必要がある場合に、手続き等（身上監護）を行います。

制度名称	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立をすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長など		
権限	日常生活に関する行為以外の行為の取消権	法律上定められた重要な行為の同意権・取消権	申立の範囲内で家庭裁判所が定めた法律行為の同意権・取消権
	財産に関する全ての法律行為の代理権	申立の範囲内で家庭裁判所が定めた法律行為の代理権	申立の範囲内で家庭裁判所が定めた法律行為の代理権

○日常生活自立支援事業 —サービス利用や日常的な金銭管理のお手伝いをします—

- ・福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理サービス、書類等預かりサービス

※日常生活自立支援事業のご相談は、社会福祉協議会へ

● 関係機関連絡先

市町村高齢者虐待防止担当課

市町村名	担当課名	電話番号
鳥取市	鳥取中央地域包括支援センター	0857-20-3456, 3457
//	鳥取東健康福祉センター	0857-25-5021
//	鳥取こやま地域包括支援センター	0857-32-2727
//	鳥取南地域包括支援センター	0858-76-2351
//	鳥取西地域包括支援センター	0857-82-6571
米子市	長寿社会課	0859-23-5155
倉吉市	長寿社会課	0858-22-7851
境港市	長寿社会課	0859-47-1039
岩美町	福祉課	0857-73-1333
若桜町	町民福祉課（包括支援センター）	0858-82-2209
智頭町	福祉課（地域包括支援センター）	0858-75-6007
八頭町	保健課（地域包括支援センター）	0858-72-3574
三朝町	福祉課（地域包括支援センター）	0858-43-3519
北栄町	福祉課	0858-37-5850
湯梨浜町	長寿福祉課（地域包括支援センター）	0858-35-5378
琴浦町	福祉課（地域包括支援センター）	0858-52-1525
日吉津村	福祉保健課	0859-27-5952
大山町	福祉介護課（地域包括支援センター）	0859-54-5207
南部町	健康福祉課（地域包括支援センター）	0859-66-5524
伯耆町	健康対策課	0859-68-5535
日南町	福祉保健課	0859-82-0374
日野町	健康福祉課	0859-72-0334
江府町	福祉保健課	0859-75-6111

総合相談（法律・年金・税金・就労・一般相談）

鳥取県高齢者総合相談センター（鳥取県社会福祉協議会内）	0857-59-6337
-----------------------------	--------------

認知症高齢者に関する相談

認知症の人と家族の会鳥取県支部（米子市錦町 2-235）	0859-37-6611
------------------------------	--------------

日常生活自立支援事業（旧 地域福祉権利擁護事業）に関する相談

福祉サービス利用支援センター（鳥取県社会福祉協議会）	0857-59-6334
----------------------------	--------------

成年後見制度に関する相談

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート鳥取支部 （鳥取県司法書士会）（鳥取市西町 1 丁目 314-1）	0857-24-7013
鳥取県弁護士会（鳥取市東町 2 丁目 221）	0857-22-3912
権利擁護センターぱあとなあ（鳥取県社会福祉士会） （鳥取市伏野 1729-5）	0857-59-6336
とっとり東部権利擁護支援センター アドサポセンターとっとり （鳥取市西町 1 丁目 2 1 1 - 3）	0857-30-5885
中部成年後見支援センター ミットレーベン （倉吉市駄経寺町 2 丁目 1 5 - 1）	0858-22-8900
西部後見サポートセンター うえるかむ （米子市錦町 1 丁目 1 3 8 - 3）	0859-21-5092
福祉サービス利用支援センター（鳥取県社会福祉協議会） （鳥取市伏野 1729-5 県立福祉人材研修センター内）	0857-59-6334
法テラス鳥取（鳥取市西町 2-311）	0503383-5495

● 高齢者虐待発見チェックリスト

虐待が疑われる場合の『サイン』として、以下のものがあります。複数のものにあてはまると、疑いの度合いはより濃くなってきます。これらはあくまで例示ですので、この他にも様々な『サイン』があることを認識しておいてください。
(参考)「東京都高齢者虐待対応マニュアル」(東京都)より

《身体的虐待のサイン》

チェック欄	サイン例
	身体に小さなキズが頻繁にみられる。
	太腿の内側や上腕部の内側、背中等にキズやみみずばれがみられる。
	回復状態が様々な段階のキズ、あざ等がある。
	頭、顔、頭皮等にキズがある。
	臀部や手のひら、背中等に火傷や火傷跡がある。
	急におびえたり、恐ろしがったりする。
	「怖いから家にいたくない」等の訴えがある。
	キズやあざの説明のつじつまが合わない。
	主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
	主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまがあわない。

《介護・世話の放棄・放任のサイン（自己放任も含む）》

	居住部屋、住居が極めて非衛生的になっている、また異臭を放っている。
	部屋に衣類やおむつ等が散乱している。
	寝具や衣服が汚れたままの場合が多くなる。
	汚れたままの下着を身につけるようになる。
	かなりのじょくそう（褥創）ができてきている。
	身体からかなりの異臭がするようになってきている。
	適度な食事を準備されていない。
	不自然に空腹を訴える場面が増えてきている。
	栄養失調の状態にある。
	疾患の症状が明白にもかかわらず、医師の診断を受けていない。

《心理的虐待のサイン》

	かきむしり、噛み付き、ゆすり等がみられる。
	不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等）を訴える。
	身体を萎縮させる。
	おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状がみられる。
	食欲の変化が激しく、摂食障がい（過食、拒食）がみられる。
	自傷行為がみられる。
	無力感、あきらめ、投げやりな様子になる。
	体重が不自然に増えたり、減ったりする。

《性的虐待のサイン》

	不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。
	肛門や性器からの出血やキズがみられる。
	生殖器の痛み、かゆみを訴える。
	急に怯えたり、恐ろしがったりする。
	ひと目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える。
	主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
	睡眠障がいがある。
	通常的生活行動に不自然な変化がみられる。

《経済的虐待のサイン》

	年金や財産収入等があることは明白なのにもかかわらず、お金がないと訴える。
	自由に使えるお金がないと訴える。
	経済的に困っていないのに、利用負担のあるサービスを利用したがない。
	お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない。
	資産の保有状況と衣食住等生活状況との落差が激しくなる。
	預貯金が知らないうちに引き出された、通帳がとられたと訴える。

《養護者の態度にみられるサイン》

	高齢者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる。
	高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる。
	他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる。
	高齢者の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する。
	高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする。
	経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してお金をかけようとしない。
	保健、福祉の担当者とうちの嫌うようになる。